

住基ネット関連訴訟

平成20年3月6日 住民票コードの削除請求に係る最高裁判決（行政側の全面勝訴）

- ・府等に対して住民票コードの削除等を求める訴訟（大阪事件）。
- ・金沢、名古屋、千葉では、さらに、国に対する損害賠償請求。

平成20年7月8日 杉並事件最高裁決定（行政側の全面勝訴）～いわゆる選択制の可否～

- ・国に対する損害賠償請求と、都に対する非通知希望者以外の区民の本人確認情報を受領する義務の確認を求める訴訟（杉並区が原告）

※現在、国が被告となっている訴訟は、全国で21件が係属中。

不参加団体の状況

①東京都国立市（人口約7万人）

- ・平成14年12月27日から不参加
- ・東京都知事から是正の勧告（平成15年5月30日、平成20年9月9日）

②福島県矢祭町（人口約7千人）

- ・住基ネット第1次稼働当初（平成14年8月5日）から不参加
- ・福島県知事から是正の勧告（平成15年6月4日）

<参考>東京都杉並区の状況

- ・住基ネット第1次稼働当初（平成14年8月5日）から不参加
- ・東京都知事から是正の勧告（平成15年5月30日）
- ・国及び東京都を提訴（平成16年8月24日）→最高裁決定（平成20年7月8日）
- ・住基ネット業務を開始（平成21年1月5日）

住基ネット関連訴訟について(平成21年1月22日現在)

【国が被告となっている訴訟】

- 国に対する損害賠償請求と、都道府県、市町村、地方自治情報センターに対して住民票コードの削除等を求める訴訟。

<係属中 21件>

- ・東京地裁係属事件 11件
内1件はH18.4.7(一審勝訴)→H20.9.24(二審勝訴)→上告
内10件はH18.7.26(一審勝訴)→H20.9.4(二審勝訴)→上告
- ・宇都宮地裁係属事件 2件
H18.11.9(一審勝訴)→H20.9.30(二審勝訴)→上告
- ・さいたま地裁係属事件 2件
H19.2.16(一審勝訴)→H20.8.28(二審勝訴)→上告
- ・横浜地裁係属事件 2件
H18.10.26(一審勝訴)→H20.8.26判決(二審勝訴)→上告
- ・福岡地裁係属事件 2件
H17.10.14(一審勝訴)→H20.9.29判決(二審勝訴)→上告
- ・札幌地裁係属事件 1件
H20.7.10(一審勝訴)→控訴
- ・熊本地裁係属事件 1件
H20.9.25(一審勝訴)→控訴

<終結 14件>

- ・福島地裁係属事件 2件
H19.5.15(一審勝訴)→H20.8.21(二審勝訴)→H21.1.22(最高裁決定・勝訴確定)
- ・千葉地裁係属事件 1件
H18.3.20(一審勝訴)→H19.10.17(二審勝訴)→H20.3.6(最高裁判決・勝訴確定)
- ・金沢地裁係属事件 2件
H17.5.30(一部敗訴)→H18.12.11(二審勝訴)→H20.3.6(最高裁判決・勝訴確定)
- ・名古屋地裁係属事件 3件
内2件H17.5.31(一審勝訴)→H19.2.1(二審勝訴)→H20.3.6(最高裁判決・勝訴確定)
内1件H18.9.29(一審勝訴)→H20.8.28(二審勝訴)→H21.1.22(最高裁決定・勝訴確定)
- ・大阪地裁係属事件 5件
H18.2.9(一審勝訴)→H20.5.8(二審勝訴)→H20.11.25(最高裁判決・勝訴確定)
- ・和歌山地裁係属事件 1件
H18.4.11判決(一審勝訴)→H20.2.27(二審勝訴)→H20.10.7(最高裁判決・勝訴確定)

- 国に対する損害賠償請求と、都に対する非通知希望者以外の区民の本人確認情報を受領する義務の確認を求める訴訟(杉並区が原告)。終結。

H18.3.24(一審勝訴)→H19.11.29(二審勝訴)→H20.7.8(最高裁決定・勝訴確定)

【国が被告となっていない訴訟】

- 1 このうち、国の利害に関係のある訴訟として、法務大臣の権限等に関する法律第7条第1項の規定に基づき法務大臣が訴訟実施をしているもの

○ 損害賠償と住民票コードの削除等を求める訴訟

- ・東京地裁係属事件 2件:被告(西東京市)一審勝訴→二審勝訴
- ・大阪地裁係属事件 2件
:(内1件:被告(豊中市)一審勝訴(確定))
:(内1件:被告(豊中市ほか4市)一審勝訴→二審一部敗訴
→上告(吹田市、守口市)／敗訴確定(箕面市))

○ 住民訴訟

- ・名古屋地裁係属事件 1件
→被告(名古屋市)一審、二審勝訴(確定)

○ 住民票コードの記載・通知に関する訴訟

- ・東京地裁係属事件 3件
:被告(西東京市)一審、二審勝訴、上告棄却(確定)
- ・横浜地裁係属事件 1件
:被告(神奈川県、鎌倉市)一審、二審勝訴、上告棄却(確定)
- ・神戸地裁係属事件 3件
:被告(兵庫県、神戸市等)一審、二審勝訴、上告棄却(確定)
- ・福岡地裁係属事件 1件
:被告(福岡市中央区)勝訴確定
- ・大分地裁係属事件 3件:(内2件→被告(大分市))
一審、二審勝訴→上告中
:(内1件→被告(別府市))一審勝訴(確定)

○ 損害賠償を求める訴訟

- ・福岡地裁係属事件 1件:被告(福岡市)一審勝訴(確定)

2 1以外の訴訟

○ 市から県への本人確認情報の通知の取消を求める訴訟

- ・水戸地裁係属事件 1件
:被告(つくば市)一審、二審勝訴、上告棄却(確定)

○ 県個人情報保護条例上の決定(本人確認情報の提供の中止を求める請求を退ける決定)の取消を求める訴訟

- ・岡山地裁係属事件 1件:被告(岡山県)勝訴確定

○ 住民票コードの記載・通知に関する訴訟

- ・富山地裁係属事件 1件
:被告(富山市)一審、二審勝訴、上告棄却(確定)

○ 住民訴訟

- ・熊本地裁係属事件 1件:被告(熊本県)勝訴確定
- ・東京地裁係属事件 2件:被告(杉並区)いずれも勝訴確定

杉並区住基ネット受信義務確認等請求事件に係る
最高裁決定（平成20年7月8日）の概要（未定稿）

【主文】

- 本件上告を棄却する。
- 本件を上告審として受理しない。

【理由】

- 本件上告理由の实质は、単なる法令違反を主張するものであって、明らかに民訴法312条1項又は2項に規定する事由に該当しない。
- 本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

＜参考＞高裁判決（平成19年11月29日）の概要

【主文】

- 本件控訴及び控訴人の控訴審における追加請求をいずれも棄却する。
[東京地裁の原判決（被控訴人東京都に対して本人確認情報の受信義務の確認を求める訴えにつき却下、被控訴人両名（国・東京都）に対する損害賠償につき請求棄却）を是認。]

【東京高裁の判断】

- 本件確認の訴えについては、住基法の適用の適正ないし住民基本台帳事務の適正な実施を求めるものにほかならないから、地方公共団体の主観的な権利利益の保護救済を目的とするものということとはできない。このため、裁判所法3条1項の「法律上の争訟」に当たらず、不適法である。
- 住民に係る本人確認情報を、都道府県知事へ送信するか否かについての裁量権を、市町村に付与しているとは到底考えられないから、市町村長はもれなく当該本人確認情報を送信する義務があり、これを怠った市町村の行為は違法である。
- 控訴人杉並区が求めているのは、杉並区民のうちの通知希望者に係る本人確認情報のみの送信という住基法第30条の5第1項及び第2項に違反する違法な送信であり、許されないから、被控訴人東京都は、同条第3項の規定に従い、控訴人から送信された本人確認情報を受信する義務はない。
- 控訴人は、プライバシー権の制度的保障の欠如にもかかわらず、選択式を認めないなど、住基ネットの違憲性又は違法性を主張する。しかし、市町村のみならず、行政機関は唯一の立法機関である国会が制定した法律を誠実に執行しなければならない。地方公共団体である控訴人が独自に違憲性を判断し、住基法に定められた事務処理を行わないことは許されない。したがって、控訴人の被控訴人東京都に対する本件国賠請求は理由がない。
- 被控訴人国が、被控訴人東京都に対して適切な指導を行わなかったということとはできない。また、控訴人に対し横浜市に対する対応を異なった対応をしたことは何ら違法ではないから、控訴人の被控訴人国に対する本件国賠請求も理由がない。